

平成 28 年度

定期監査(前期)結果報告

総務部 安全安心まちづくり課

建設経済部 下水道推進課

田川市監査委員

田 監 第 96 号

平成 29 年 3 月 16 日

田 川 市 議 会 議 長 梅 林 史 殿

田 川 市 長 二 場 公 人 殿

田川市監査委員 丸 谷 芳 昭

田川市監査委員 陸 田 孝 則

定期監査（前期）結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので提出します。

目 次

| | |
|----------------------|----|
| 総務部 安全安心まちづくり課 | 2 |
| 建設経済部 下水道推進課 | 10 |

1 監査の対象

総務部 安全安心まちづくり課
建設経済部 下水道推進課

2 監査の範囲

平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 10 月末日までの財務等に関する事務の執行

3 監査の期間

平成 28 年 11 月 24 日から平成 29 年 2 月 17 日まで

4 監査の方法

平成 28 年 4 月 1 日から同年 10 月末日まで（一部平成 27 年度を対象）の財務等に関する事務の執行が、関係法令に従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、事前に監査資料の提出を求め関係文書等を検査するとともに、担当職員からその執行状況の説明を聴取する方法で実施した。

5 監査の結果

事務執行の一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後十分研さんされ、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、監査の結果の各事項は次のとおりである。

総務部 安全安心まちづくり課

1 事務の概要

(1)市民協働推進係

| 事務事業 | 主な概要 |
|-------------------|--|
| 1 市民活動に関する事 | ① 市民参加及び協働に関する事 ② NPO及びボランティア団体の育成及び支援に関する事 ③ 5,000人ボランティアに関する事 ④ 田川市さわやかまちづくり基金に関する事 |
| 2 地域コミュニティに関する事 | ① 地域コミュニティの活性化に関する事 ② 区長、組長等に関する事 ③ 地縁による団体の認可に関する事 |
| 3 市民協働推進係の事務に関する事 | ① 市政功労者に関する事 ② 田川市表彰審査委員会に関する事 ③ 地方自治功労にかかると表彰（職員にかかるとを除く）及び叙位叙勲に関する事 ④ 自衛官の募集に関する事 |

(2)防災安全対策室

| 事務事業 | 主な概要 |
|---------------------|--|
| 1 国民保護に関する事 | ① 国民保護事案に関する事 ② 田川市国民保護協議会及び田川市国民保護対策本部に関する事 ③ 田川市緊急対処事態対策本部に関する事 |
| 2 消防に関する事 | ① 消防団に関する事 ② 消防施設の設置及び維持管理に関する事 ③ 福岡県田川地区消防組合に関する事 |
| 3 防災に関する事 | ① 災害対策の総括に関する事 ② 地域防災計画に関する事 ③ 防災対策に関する事 ④ 田川市防災会議に関する事 ⑤ 危機事案（行方不明者対応等）に関する事 ⑥ 防災行政無線に関する事 ⑦ 水防に関する事 ⑧ 田川市防災まちづくり基金に関する事 |
| 4 安全安心まちづくりの推進に関する事 | ① 交通安全対策に関する事 ② 違法駐車等対策に関する事 ③ 防犯に関する事 ④ 暴力追放、暴力団排除、暴走族根絶推進に関する事 |
| 5 空き家等に関する事 | ① 空き家等の対策（利活用に関する事を除く。）に関する事 ② 田川市空き家等審議会に関する事 |

2 職員の配置状況（平成 28 年 10 月 31 日現在）【合計人数 17 人】

| | 課長 | 課長補佐 (室長) | 係長 | 主任 | 主事 | 嘱託職員 | 臨時職員 | 計 |
|------------|-------------------|--------------|----|----|----|----------------------|------|----|
| 安全安心まちづくり課 | 1 | 1 | | | | | | 2 |
| 市民協働推進係 | | | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 6 |
| 防災安全対策室 | | 1 | | 2 | 1 | 5 | | 9 |
| 計 | 正規職員 10 名 (58.8%) | | | | | 嘱託職員等 7 名 (41.2%) | | 17 |

3 予算の執行状況（平成 28 年 10 月 31 日現在）

※財務会計システム「予算執行状況表」より作成

(1)市民協働推進係

歳入

(単位：円、%)

| 款 | 項 | 目 | 名称 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 収入未済額 | 収入率 | |
|----|----|----|--------------------|------------|-----------|-----------|---------|-------|--------|
| | | | | | | | | 対予算 | 対調定 |
| 12 | 01 | 01 | 総務使用料 | 312,000 | 157,000 | 145,000 | 12,000 | 46.47 | 92.36 |
| 12 | 02 | 01 | 総務手数料 | 0 | 300 | 300 | 0 | 0.00 | 100.00 |
| 12 | 03 | 01 | 証紙収入 | 0 | 300 | 300 | 0 | 0.00 | 100.00 |
| 13 | 03 | 01 | 総務費国庫委託金 | 29,000 | 33,000 | 0 | 33,000 | 0.00 | 0.00 |
| 16 | 01 | 01 | 一般寄附金 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0.00 | 0.00 |
| 16 | 01 | 02 | 総務費寄附金 | 3,275,000 | 2,706,888 | 2,585,152 | 121,736 | 78.94 | 95.50 |
| 17 | 01 | 03 | さわやかまちづくり 基金繰入金 | 17,334,000 | 0 | 0 | 0 | 0.00 | 0.00 |
| 19 | 04 | 02 | 雑入 | 3,940,000 | 724,000 | 676,000 | 48,000 | 17.16 | 93.37 |
| | | | 会計合計 | 24,891,000 | 3,621,488 | 3,406,752 | 214,736 | 13.69 | 94.07 |

歳出

(単位：円、%)

| 款 | 項 | 目 | 名称 | 予算現額 | 支出負担行為 済額 | 予算残額 | 執行率 |
|----|----|----|---------|------------|--------------|------------|-------|
| 02 | 01 | 01 | 一般管理費 | 796,000 | 0 | 796,000 | 0.00 |
| 02 | 01 | 02 | 文書広報費 | 4,224,000 | 52,409 | 4,171,591 | 1.24 |
| 02 | 01 | 15 | 市民協働推進費 | 66,414,000 | 44,388,301 | 22,025,699 | 66.84 |
| | | | 会計合計 | 71,434,000 | 44,440,710 | 26,993,290 | 62.21 |

(2)防災安全対策室

歳入

(単位：円、%)

| 款 | 項 | 目 | 名称 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 収入未済額 | 収入率 | |
|----|----|----|------------------|------------|---------|---------|-------|------|--------|
| | | | | | | | | 対予算 | 対調定 |
| 13 | 02 | 01 | 総務費国庫補助金 | 1,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0.00 | 0.00 |
| 17 | 01 | 11 | 防災まちづくり基金 繰入金 | 7,697,000 | 0 | 0 | 0 | 0.00 | 0.00 |
| 19 | 04 | 02 | 雑入 | 9,145,000 | 286,027 | 286,027 | 0 | 3.13 | 100.00 |
| | | | 会計合計 | 17,842,000 | 286,027 | 286,027 | 0 | 1.60 | 100.00 |

歳出

(単位：円、%)

| 款 | 項 | 目 | 名称 | 予算現額 | 支出負担行為 済額 | 予算残額 | 執行率 |
|----|----|----|---------|-------------|--------------|-------------|-------|
| 02 | 01 | 01 | 一般管理費 | 96,000 | 0 | 96,000 | 0.00 |
| 02 | 01 | 10 | 交通安全対策費 | 595,000 | 54,222 | 540,778 | 9.11 |
| 02 | 01 | 18 | 諸費 | 11,688,000 | 2,869,855 | 8,818,145 | 24.55 |
| 09 | 01 | 01 | 常備消防費 | 652,912,000 | 643,616,000 | 9,296,000 | 98.58 |
| 09 | 01 | 02 | 非常備消防費 | 37,770,000 | 13,402,231 | 24,367,769 | 35.48 |
| 09 | 01 | 03 | 消防施設費 | 76,217,000 | 30,727,780 | 45,489,220 | 40.32 |
| 09 | 01 | 05 | 災害対策費 | 29,866,000 | 4,173,734 | 25,692,266 | 13.97 |
| | | | 会計合計 | 809,144,000 | 694,843,822 | 114,300,178 | 85.87 |

4 監査結果と指摘事項等

(1) 資金前渡事務について

監査対象期間中の資金前渡事務について、提出された資料によりその精算手続きについて検査した結果、資金前渡の精算は定められた期間内に行われ、適正な事務処理であった。

(2) 契約事務について

監査対象期間中に締結した契約 40 件のうち 25 件を抽出して検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあった。

| 件名 | 指摘の事実 | 指摘の根拠 | 指摘の度合・監査委員意見 |
|------------------------------------|--|--|-------------------------|
| 記名押印について (ブルーシートの購入 ほか6件) | 見積書を請書に代える場合の業者の記名押印のないものがあった。 | 田川市契約事務規則第 32 条第 2 項「契約書の作成を省略する場合には、請書を徴さなければならない。ただし、随意契約の場合は、その設計書、見積書等に契約金額、かし担保期間、履行期限及び契約年月日を記入し、記名押印してこれを請書に代えることができる。」 | 指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。 |
| 契約保証金の免除について (桐ヶ丘地区消火栓設置 工事) | 契約保証金の免除規定の引用条項が該当しなかった。(当該契約は契約金額が50万円以上) | 同規則第 27 条「…ただし、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。…(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が 50 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。」 | 指摘 適切な事務処理を行われたい。 |

| | | | |
|-------------------|--|---|-------------------------------|
| <p>その他（草刈等委託）</p> | <p>①契約書に収入印紙の貼付がなかった。 ②前金払の会計管理者へのてん末報告がなされていなかった。</p> | <p>①印紙税法第3条「別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、第5条の規定により印紙税を課さないものとされる文書以外の文書の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある。」 ②田川市会計事務規則第37条第2項「前金払いを受けた者が、債務を履行したときは、そのてん末を書類により速やかに市長を経て会計管理者に報告しなければならない。」</p> | <p>指摘 適正な事務処理に改められたい。</p> |
|-------------------|--|---|-------------------------------|

(3) 出張復命書について

監査対象期間中の出張復命書を23件検査した結果、作成された復命書については、田川市文書規程第49条の規定に基づき遅滞なく作成され、いずれも概要あるいは所感等が記載されていた。（前回の定期監査での指摘事項）

(4) 委託料の支出状況について

監査対象期間中に締結した委託契約について検査した結果、委託内容は適切で、委託内容の履行確認も完了報告書で確認するなど適正に行われていた。（今年度完了していないものについては前年度分で確認）

(5) 財産管理事務について

ア 備品の管理状況

備品管理簿等は、田川市財務規則第58条第2項の規定により電子情報として登録されている。平成25年9月（平成25年度の行政監査「備品の管理状況について」の対象期間以降）～平成28年10月に購入した本課所管の備品について検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

| 件名 | 指摘の事実 | 指摘の根拠 | 指摘の度合・監査委員意見 |
|-----------|--|---|-------------------------|
| 備品の登録について | ①備品登録手続きをしていないものがあった。 ②備品登録しているもので、現物が確認できないものがあった。 | 田川市財務規則第41条第1項「物品管理者は、備品一覧及び異動備品一覧表を備えて備品の状況を明らかにしなければならない。」同規則第58条第2項「この規則に規定する帳票等のうち、次の各号に掲げるものについては、電子情報として登録し、及び調製するものとする。 (1) 第41条第1項に規定する備品管理簿等」 | 指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。 |

イ 災害用備蓄品の管理状況

本市では大規模災害に備えるため、災害用備蓄品を取得し、水防倉庫や元町仮設住宅で保管している。備蓄品のうち飲食に関するもので賞味期限が迫っているものについては、田川市自主防災組織に提供したり、庁内のフリーマーケットに出品したりしている。

庁舎の敷地内にある水防倉庫に保管している備蓄品について検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあった。

| 件名 | 指摘の事実 | 指摘の根拠 | 指摘の度合・監査委員意見 |
|------------|-------------------------------|---|-----------------------|
| 備蓄品の保管について | 提出資料である備蓄品リストの数量と現物の数が合わなかった。 | 災害用備蓄品の保管は、確実に管理点検ができるように、常に数量確認が可能な整理整頓された状態とすることが重要である。 | 注意事項 適正な管理に努められたい。 |

ウ 行政財産の使用許可について

地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができることとされている。この規定に基づき、田川市財務規則第30条により市長は行政財産の使用を許可することができることとされている。

これらの行政財産使用許可について、申請書等を検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあった。

| 件名 | 指摘の事実 | 指摘の根拠 | 指摘の度合・監査委員意見 |
|------------------|--|---|-------------------------|
| 行政財産使用許可の手続きについて | 使用許可に関する文書（行政財産使用許可書）について契印による割印を行っていなかった。 | 田川市文書規程第 27 条第 1 項「行政処分に関する文書その他特に重要な文書であるときは、契印で決裁文書と割印しなければならない」 | 指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。 |
| | 使用許可の変更の手続きが規定の様式を使って行われていなかった。（まちづくり自販機の設置） | 田川市財務規則第 31 条第 3 項「課長等は、前項の許可により使用させている財産について、現状変更をしようとする者がいるときは、その者に使用財産変更許可申請書（様式第 22 号）を提出させるものとする。」 | 指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。 |
| | 許可書に遅延損害金が付されていない。（まちづくり自販機の設置） | 同規則第 31 条第 2 項「市長は、行政財産使用許可申請が前条に適合する場合には、次の各号に掲げる条件を付し、行政財産使用許可証（様式第 21 号）を交付するものとする。・・・(10) 遅延損害金」 | 指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。 |
| | 更新の手続きで部長の決裁印がないものがあった。（電柱支線の許可、公衆電話用敷地の貸与） | 田川市事務決裁規程別表第 2 共通決裁事項（財務に関する事項）「(3) 行政財産の目的外使用に関すること。1 月以上の決裁権者…部長」 | 指摘 適正な事務処理に改めること。 |

(6) 負担金、補助及び交付金の支出状況について

監査対象期間中に行われた負担金、補助及び交付金の支出状況について検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあった。（一部前年度を対象とした。）

| 件名 | 指摘の事実 | 指摘の根拠 | 指摘の度合・監査委員意見 |
|--|------------------------------------|--|------------------------------------|
| 補助金交付の手続きについて（田川交通安全協会補助金、消防団運営補助金、田川市自主防災組織育成事業補助金） | 申請時期が遅く、交付申請と実績報告が同日に出されているものがあった。 | 田川市補助金交付規則第 4 条第 1 項「補助金の交付の申請をしようとする者は補助金交付申請書に・・・、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。」 | 指摘 規定に沿って交付要綱に申請期日を定めるなど改善されたい。 |

(7) 基金の管理について

本市においては、田川市財務規則第51条の規定により、「基金の管理に関する事務は、当該基金の主管課に所管させる」となっている。また、同規則第56条の規定により、「課長等は、所管する基金について基金台帳(様式第34号)を備え、その状況を明らかにしておかなければならない。」となっている。基金の管理について検査した結果、次の通り改善が必要なものがあつた。

| 件名 | 指摘の事実 | 指摘の根拠 | 指摘の度合・監査委員意見 |
|--|-------------------|--|--------------------------|
| 基金台帳の整備について (田川市さわやかまちづくり基金、田川市防災まちづくり基金) | 最新の基金台帳を備えていなかった。 | 田川市財務規則第 56 条 「課長等は、所管する基金について基金台帳(様式第34号)を備え、その状況を明らかにしておかなければならない。」 | 指摘 規定に沿った事務処理に改められたい。 |

(8) 公用車の運行管理について

「田川市車両管理規則」により、公用車の使用については、車両管理者のもとで適正に管理することが規定されているが、監査期間中の運転日誌の 3 か月分を抽出して検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

| 件名 | 指摘の事実 | 指摘の根拠 | 指摘の度合・監査委員意見 |
|--------------------------|--|---|--------------------------|
| 運転日誌の記録について (防災安全対策室) | ①運行後の車両管理者に対しての報告が確認できなかった。(車両管理者の確認印なし) ②走行キロ数・日計等の記載漏れがあつた。 | 田川市車両管理規則第6条「運転者は、車両を運行したときは、運行の状況を運転日誌に記録し、車両管理者に報告しなければならない。」 | 指摘 規定に沿った事務処理に改められたい。 |

(9) 田川市地域防災計画について

田川市地域防災計画は、田川市防災会議条例第 2 条第 1 号に基づき、田川市防災会議が作成する計画である。地域防災計画は、市・県・防災関係機関、公共的団体及び市民がその有する全機能を発揮し、市域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的としている。

本計画の災害予防計画第 1 節において、整備することになっている各種マニュアルについては、いずれも作成されていた。

(10) 課のマネジメントについて

職場専門研修については、復命書に基づく情報共有のみではなく、例えば課の主要課題とされる「地域コミュニティの活性化」に関連して、①市民の行政区加入率の促進方法、②行政区に未加入の職員への啓発方法など、具体的なテーマごとに議論を深めるなどの工夫により、職員意識の高揚と対応力の向上に努めていただきたい。

建設経済部 下水道推進課

1 事務の概要

(1)下水道推進係

| 事務事業 | 主な概要 |
|----------------------|-----------------------|
| 1 公共下水道事業の計画実施に関する事務 | 「汚水処理構想」に関すること |
| 2 浄化槽整備事業に関する事務 | 浄化槽設置整備事業費補助金交付に関すること |

2 職員の配置状況（平成 28 年 11 月 1 日現在）【合計人数 5 人】

(単位：人)

| | 課長 | 課長補佐 | 係長 | 主任 | 主事 | 技師 | 計 |
|--------|------------------|------|-----|----|----|----|---|
| 下水道推進課 | 1 | 1 | | | | | 2 |
| 下水道推進係 | | | (1) | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 計 | 正規職員 5名 (100.0%) | | | | | | 5 |

※ () は課長補佐の兼務

3 予算の執行状況（平成 28 年 10 月 31 日現在）

※財務会計システム「予算執行状況表」より作成

歳入

(単位：円、%)

| 款 | 項 | 目 | 名称 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 収入未済額 | 収入率 | |
|----|----|----|----------|------------|-----|------|-------|------|------|
| | | | | | | | | 対予算 | 対調定 |
| 13 | 02 | 03 | 衛生費国庫補助金 | 16,447,000 | 0 | 0 | 0 | 0.00 | 0.00 |
| 14 | 02 | 02 | 衛生費県補助金 | 16,447,000 | 0 | 0 | 0 | 0.00 | 0.00 |
| | | | 会計合計 | 32,894,000 | 0 | 0 | 0 | 0.00 | 0.00 |

歳出

(単位：円、%)

| 款 | 項 | 目 | 名称 | 予算現額 | 支出負担行為済額 | 予算残額 | 執行率 |
|----|----|----|--------|------------|------------|------------|-------|
| 04 | 01 | 05 | 環境衛生費 | 49,456,000 | 34,129,340 | 15,326,660 | 69.01 |
| 08 | 04 | 02 | 下水道事業費 | 9,671,000 | 2,120,189 | 7,550,811 | 21.92 |
| | | | 会計合計 | 59,127,000 | 36,249,529 | 22,877,471 | 61.31 |

歳出（繰越明許分）

(単位：円、%)

| 款 | 項 | 目 | 名称 | 予算現額 | 支出負担行為済額 | 予算残額 | 執行率 |
|----|----|----|--------|------------|------------|------------|-------|
| 08 | 04 | 02 | 下水道事業費 | 23,971,000 | 13,041,000 | 10,930,000 | 54.40 |
| | | | 会計合計 | 23,971,000 | 13,041,000 | 10,930,000 | 54.40 |

4 監査結果と指摘事項等

(1) 資金前渡事務について

監査対象期間中の資金前渡事務について、提出された資料によりその精算書を検査した結果、資金前渡の精算は定められた期間内に行われ、適正な事務処理であった。

(2) 契約事務について

監査対象期間中に締結した契約を検査した結果、適正な事務処理であった。

(3) 出張復命書について

監査対象期間中の出張復命書について検査した結果、復命書は作成されておらず、議事録様式の文章を除きすべて口頭による復命であった。

研修会への出席については、文章による復命を検討されたい。

| 件名 | 指摘の事実 | 指摘の根拠 | 指摘の度合・監査委員意見 |
|----------|-----------------------|--|---|
| 出張復命について | 研修会出席の出張復命書が作成されていない。 | 田川市文書規程第49条「職員が出張先から帰庁したときは、速やかに、出張復命書を市長に提出しなければならない。ただし、主管課長が口頭による復命を認めた場合は、この限りではない。」 | 指摘 口頭復命は極めて軽易な場合等の例外と認識し、原則、文書復命を行うこと。 |

(4) 財産管理について

ア 備品の管理状況

備品の管理事務について、本課所管の備品を検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあった。

| 件名 | 指摘の事実 | 指摘の根拠 | 指摘の度合・監査委員意見 |
|-----------|-----------------------|--|------------------------|
| 備品の登録について | 備品の管理換登録をしていないものがあった。 | 田川市財務規則第40条「管理する備品につて、異動が生じた場合は備品異動申請書により会計管理者に通知しなければならない。」 | 指摘 規定に沿った事務処理を行われたい |

(5) 公用車の運行管理について

「田川市車両管理規則」により、公用車の使用については、車両管理者のもとで適正に管理することが規定されていますが、監査期間中の管内出張命令票兼運転日誌を検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

| 件名 | 指摘の事実 | 指摘の根拠 | 指摘の度合・監査委員意見 |
|---------------|------------------------|---|-------------------------|
| 運転日誌の記録について | 走行キロ数・日計等の記載漏れがあつた。 | 田川市車両管理規則第6条「運転者は、車両を運行したときは、運行の状況を運転日誌に記録し、車両管理者に報告しなければならない。」 | 指摘 運転記録を適正に作成されたい。 |
| 出張命令の専決権者について | 専決権者でないものが出張の命令を行っていた。 | 田川市職員旅費支給条例第4条「前条第1項の規定に該当する旅行は、出張命令権者の発する出張命令によって行わなければならない」 同条例同条の運用方針1(1)「専決権者を異にする複数の職員の出張の場合であつて当該職員の旅行命令書の内容が同一となるときは、上位の専決権者により一括して出張命令を発することができる。」 | 指摘 規定に沿つた事務処理を行われたい。 |

(6) 負担金の支出状況について

監査対象期間中に支出された負担金を検査した結果、合理的な基準により支出されていることが確認された。

(7) 浄化槽設置整備事業費補助金交付事務について

監査対象期間中に支出された浄化槽設置整備事業費補助金について検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

| 件名 | 指摘の事実 | 指摘の根拠 | 指摘の度合・監査委員意見 |
|-------------|--------------------------------|--|-------------------------|
| 補助金交付申請について | 補助金交付申請書が、期日までに提出されていないものがあつた。 | 田川市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第6条第1項「補助金の交付を受けようとする者は、補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の着工10日前までに、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。」 | 指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。 |

(8) 課のマネジメントについて

職場（専門・人権）研修の取組について、平成27年度の実績が専門研修1回・人権研修2回、平成28年度の実績は調査時点まで各0回と、極めて低調な状況であるので、具体的なテーマをもって積極的に開催し、職員意識の高揚と職場研修風土の醸成に努めていただきたい。